

給水装置工事設計施工基準の改訂内容

1. 給水装置工事竣工図作成方法の変更（立面図の省略）

給水装置工事竣工図の作成において、次の条件を満たすことで立面図（アイソメ図）を省略することができます。

条件：①立面図に記載していた屋外給水情報等を平面図に記載すること。

②集合住宅については、系統図を作成すること。

「アイソメ図を省略する場合の給水装置工事竣工図の記入例」参照

ただし、次の条件は対象外となり立面図（アイソメ図）が必要です。

対象外：①受水槽給水方式の直結給水部分（受水槽の一時側）。

②直結給水方式の天井配管等で下がり配管の後に水栓がある場合。

2. 文言の追加・修正

熊本市上下水道局給水装置工事設計施工基準 令和5年5月改訂新旧表を参照

適用日 令和5年5月22日